

瑞浪市の都市計画の概要

1. 都市計画とは

都市計画法第1条に「目的」、都市計画法第2条に「基本理念」が謳^{うたが}っており、要約すると、以下のとおりとなります。

都市計画法の目的：都市計画という「まちづくりのルール」を定めることによって、暮らしやすい秩序ある都市をつくることを目指し、そこに住む皆さんが安心して暮らすことができるようにすること

都市計画の基本理念：まちづくりのルールは、農業・林業・漁業とバランスを取りながら、住民の皆さんが健康で文化的な生活を送り、都市のいろいろな機能を確保することを目標とする。その目標達成のために、適正な制限を行うことで、土地の合理的な利用を目指す

2. 都市計画審議会とは

都市計画法では、学識経験者や市議会議員、関係行政機関もしくは都道府県職員、当該市町村の住民からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決定する前にその案について審議することとしています。

3. 瑞浪市の都市計画の概要

種類	施設数	名称 他
用途地域	12 地域 (671.5ha)	住居系 (372.3ha) 商業系 (78.3ha) 工業系 (220.9ha)
都市計画道路	16 路線 (36,630m)	整備率 81%
都市公園	31 ヶ所 (41.76ha)	街区公園 (27 ヶ所) 近隣公園 (3 ヶ所) 総合公園 (1 ヶ所)
駅前広場	1 ヶ所	瑞浪駅南
自動車駐車場	1 ヶ所	市営浪花駐車場
自転車駐車場	1 ヶ所	瑞浪駅前自転車駐車場
公共下水道	1,200ha (全体計画)	浄化センター (処理場)
ゴミ焼却場	1 ヶ所	瑞浪市クリーンセンター
火葬場	1 ヶ所	瑞浪市斎場